

## ○岡山市訪問入浴サービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 居宅において入浴が困難な寝たきりの状態にある重度の身体障害者に、入浴の機会を提供することにより、その健康保持と保健衛生の向上を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問入浴サービス 入浴が困難な寝たきりの状態の重度身体障害者の居宅に訪問入浴車を派遣し、簡易浴槽等を用いて入浴の機会を提供する支援をいう。
- (2) 障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (3) 支給決定障害者等 市が訪問入浴サービスの支給を認める決定をした障害者又は障害児の保護者をいう。
- (4) サービス事業所 訪問入浴サービス事業を行う事業所をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支給決定障害者等に対し行われる次に掲げる事業とする。ただし、サービス利用当日に、体調不良等の理由により、入浴が困難なことが確認された場合であって、清拭等の支援が必要と認められるときには、支給決定障害者等又は介護者の申出により、当該支援を訪問入浴サービスとして提供することができる。

- (1) 入浴，洗髪等
- (2) 血圧，脈拍，体温測定等の健康管理
- (3) 健康相談，助言指導
- (4) 前各号に掲げるもののほか訪問入浴サービスの提供に必要な措置

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 支給決定に係る障害者又は障害児が施設に入所しているとき又は入院加療中であるとき。
- (2) 支給決定障害者等の家庭に感染症を有する者等があり、補助事業に支障を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 支給決定障害者等又はその家族による暴力行為等により、補助事業に支障を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 支給決定に係る障害者又は障害児の介護者が付き添うことができないとき。
- (5) 障害福祉サービス、地域生活支援事業その他のサービスにより入浴の機会を得ることができるとき。
- (6) その他市長が不相当と認めたとき。

(支給決定)

第4条 訪問入浴サービスの支給を認める決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書に、市長が訪問入浴サービスの支給決定に当たり必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、訪問入浴サービス事業の提供を受けようとする障害者又は障害児（第1号にあっては、当該申請に係る障害児の保護者と読み替える。）が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、支給決定を行い、別表に掲げる事項を記載した支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（以下「通知書」という。）及び地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 重度身体障害者（原則として、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）別表第5号（第5条関係）の等級が1級又は2級に該当する者）及びこれに準ずる状態である障害児（体格等の身体的条件、介護の必要性から訪問入浴サービスが必要と認められる者に限る。ただし、未就学児である障害児については、主治医の意見書により訪問入浴サービスが必要と認められる者に限る。）

(3) 次の調査項目に関する調査を障害支援区分認定調査に準じて実施した場合に、いずれの項目も「全面的な支援が必要」と認められる者

ア 歩行

イ 移乗

ウ 移動

エ 排尿

オ 排便

(4) 訪問入浴サービスを利用しなければ、入浴が困難な次のいずれにも該当する在宅の重度身体障害者及び障害児

ア 障害により居宅の入浴設備において入浴することが困難な者

イ 家族等の介護者の介護では入浴困難な者

ウ 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業、訪問看護その他の入浴サービス（通所支援、在宅支援又は居住支援の区別を問わない。）等の利用により入浴することが困難な者

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者でないこと。

3 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、市が実施する障害福祉サービスの援護を受けている者で、必要と認めるものについても支給決定を行うことができる。

（支給決定の変更）

第5条 支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 費用負担に変動を生ずる事由が発生したとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した上で、当該受給者証を支給決定障害者等に交付するものとする。

（受給者証の返還）

第6条 支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったと

きは、速やかに岡山市地域生活支援事業受給者証返還届とともに市長に受給者証を返還しなければならない。

(1) 訪問入浴サービス事業を支給する必要がなくなったとき。

(2) 第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき（同条第3項の規定により認められるときを除く。）。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、支給決定を取り消すことができる。

(1) 訪問入浴サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(4) 第5条第1項に規定する届出を怠ったことが判明したとき。

(5) 訪問入浴サービスに係る費用を支援を受けた日の属する月の翌々月の末日までに負担しなかったとき。

(6) その他市長が支給を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、岡山市地域生活支援事業支給決定取消通知書により利用者に通知するものとする。

（補助事業者）

第8条 補助事業者は、第13条の規定により地域生活支援事業事業者として登録されているものでなければならない。

（補助対象経費）

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支給決定障害者等に対して当該支給決定の有効期間内に行う訪問入浴サービスに要する費用に限る。

（補助金額）

第10条 補助金額は、次の表に定める額に100分の90に相当する額（次条の規定により、利用者負担額の支払の免除を受けた者にあつては、100分の100）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

第3条第1項（ただし書に定めるものを除く。）に定める訪問入浴サービス1回当たり	12,600円
第3条第1項ただし書に規定する訪問入浴サービス（清拭等）1回当たり	8,800円

2 同一の支給決定障害者等に係る利用回数は、週2回を原則とし、その上限は、1月10回までとする。

（費用負担の免除）

第11条 訪問入浴サービスに係る利用者負担額の支払の免除（以下「負担免除」という。）を受けようとする支給決定障害者等は、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事由に該当するか否かについて検討し、負担免除の可否を決定し、その結果を記載した受給者証を申請者に交付するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であるとき。

(2) 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等が18歳以上の場合にあつては、その配偶者に限る。）が訪問入浴サービス事業に係る受給者証に記載された有効期間の開始月の属する年度（開始月が4月から6月までのものにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者であるとき。

(3) 災害等の特別の事情があることにより、費用を負担することが困難であるとき。

（交付の申請）

第12条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、サービス事業所ごとに、岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書及び岡山市訪問入浴サービス事業実績記録票を、市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎月10日までとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、岡山市地域生活支援事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

（地域生活支援事業者の登録）

第13条 地域生活支援事業者の登録（以下「事業者登録」という。）の申請は、岡山市地域生活支援事業登録申請書を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、登録を受けようとする者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは事業者登録を行うものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当する者で市長が特に必要と認めるものについては、第1号に掲げる要件に該当しない場合であっても、事業者登録を行う。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受けている者であること。

(3) 適切な訪問入浴サービスの実施が可能であると認められること。

3 市長は、事業者登録を行うときは岡山市地域生活支援事業登録通知書により、事業者登録を行わないときは岡山市地域生活支援事業登録却下通知書により申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第14条 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該事業者登録に係るサービス事業所の名称、所在地その他の事項に変更があったとき、又は休止した訪問入浴サービスの事業を再開したときは、当該変更又は当該再開があった日から10日以内に岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書によりその旨を届け出なければならない。

2 登録事業者は、訪問入浴サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書によりその旨を届け出なければならない。

（報告の徴収等）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者（以下この条において「登録事業者等」という。）若しくはサービス事業所の従業者若しくは従業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係人に対して質問させ、若しくは登録事業者等の事業所若しくはサービス事

業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業者登録の取消し)

第16条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

- (1) 事業者登録を受けることができる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。
- (3) 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 登録事業者又はサービス事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 登録事業者が、不正の手段により第13条第2項の規定による事業者登録を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、訪問入浴サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(訪問入浴サービス提供の決定)

第17条 登録事業者は、支給決定障害者等から訪問入浴サービスの提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定を受けたサービスの種類、支給量及び利用者負担の割合、支給決定の有効期間等を確認するものとする。

2 登録事業者は、訪問入浴サービスの提供を決定するに当たっては、利用しようとする者の障害の特性に応じた適切な配慮をし、利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、訪問入浴サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 登録事業者は、支給決定障害者等との間に訪問入浴サービスを利用するための契約が

成立したときは、当該支給決定障害者等に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 訪問入浴サービスを提供するサービス事業所の名称、当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 訪問入浴サービスの内容
- (3) 支給決定障害者等が支払うべき利用者負担額その他の費用に関すること。
- (4) 訪問入浴サービスの提供開始年月日
- (5) 訪問入浴サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

3 登録事業者は、前項の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(訪問入浴サービスの基本取扱方針)

第18条 訪問入浴サービスは、支給決定障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図られるよう、当該支給決定障害者等の利用者の状態に応じて適切に行われなければならない。

2 登録事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 登録事業者が実施する訪問入浴サービス事業の通常の事業の実施地域は、原則として、岡山市全域とする。

(訪問入浴サービスの具体的取扱方針)

第19条 登録事業者の行う訪問入浴サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問入浴サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要なサービスを適切に提供すること。
- (2) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。



(4) 訪問入浴サービスの提供に当っては、湯沸器、貯水タンク、持ち運びのできる浴槽その他の訪問入浴サービス等の提供に適切な設備、機材をそろえること。

(5) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

2 訪問入浴サービスの提供は、1回の訪問につき、看護師又は准看護師1人以上及び介護職員2人以上の計3人以上をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

3 登録事業者は、訪問入浴サービスの事業の実施に当り、指定訪問入浴介護事業の人員、設備、運営基準その他法令の規定に抵触してはならない。

(訪問入浴サービス計画の作成)

第20条 登録事業者の管理者は、支給決定障害者等の心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえて、訪問入浴サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問入浴サービス計画を作成しなければならない。

2 訪問入浴サービス計画は、既にサービス等利用計画又は障害児相談支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 登録事業者は、訪問入浴サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 登録事業者は、訪問入浴サービス計画を作成した際は、当該訪問入浴サービス計画を利用者に交付しなければならない。

5 登録事業者は、訪問入浴サービス計画の作成後、当該訪問入浴サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問入浴サービス計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問入浴サービス計画の変更について準用する。

(訪問入浴サービスの実施)

第21条 訪問入浴サービスは、重度障害者の家庭に移動入浴車で訪問して行うものとする。

2 介護者と登録事業者は、訪問入浴サービスの実施前後に利用者の健康状態を確認し、必要に応じて、利用者の主治医や協力医療機関の医師へ指示を仰ぐものとする。

(管理者)

第22条 登録事業者は、事業所に管理者を置くものとする。

2 サービス事業所の管理者は、その従業者の管理及び訪問入浴サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

3 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(提供拒否の禁止)

第23条 登録事業者は、正当な理由なく訪問入浴サービスの提供を拒んではならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 登録事業者は、従業者にその同居の家族である障害者等に対する訪問入浴サービスの提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第25条 登録事業者の従業者は、現に訪問入浴サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当該登録事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(契約量の報告等)

第26条 登録事業者は、訪問入浴サービスを提供するときは、当該訪問入浴サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した訪問入浴サービスの量（以下「契約量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約量の総量は、当該支給決定障害者等に対し決定されている訪問入浴サービスの支給量を超えてはならない。

3 登録事業者は、訪問入浴サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を

市に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第27条 登録事業者は、訪問入浴サービスの利用について市が行うあっせん、調整及び要請並びに岡山県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し協力しなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第28条 登録事業者は、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしていると認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第29条 登録事業者は、サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該サービス事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問入浴サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の登録事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(訪問入浴サービスの利用の申請に係る援助)

第30条 登録事業者は、支給決定障害者等以外の者から訪問入浴サービスの利用の申込みがあったときは、当該者に対し速やかに訪問入浴サービスの提供が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 登録事業者は、訪問入浴サービスの提供が支給決定障害者等に係る有効期間の満了により終了しないように、市が行う訪問入浴サービスの支給決定に係る標準的な期間を考慮し、当該支給決定障害者等に対し、有効期間の更新等に関し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第31条 登録事業者は、訪問入浴サービスの提供に当たっては、支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第32条 登録事業者は、訪問入浴サービスを提供するに当たっては、他の指定障害福祉

サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 登録事業者は、訪問入浴サービスの終了に際しては、支給決定障害者等又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第33条 サービス事業者の従業者は、身分を証する証票を携行し、初めて支給決定障害者等を訪問するとき及び支給決定障害者等から求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービス提供の記録)

第34条 登録事業者は、訪問入浴サービスを提供した際は、当該訪問入浴サービスの提供日、内容その他必要な事項を、訪問入浴サービスの提供の都度記録しなければならない。

- 2 登録事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から訪問入浴サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第35条 登録事業者は、訪問入浴サービスに要する費用のうち、補助対象経費（訪問入浴サービス1回につき12,600円（第3条第1項ただし書に該当する場合は、8,800円）。以下同じ。）に当たる部分について当該補助対象経費に受給者証に記載されている利用者負担の割合を乗じて得た額を利用者負担額として、支給決定障害者等から支払を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録事業者は、第11条の規定による負担免除を受けた支給決定障害者等については、前項の規定による利用者負担額の支払を受けてはならない。
- 3 登録事業者は、支給決定障害者等から第1項に規定する利用者負担額その他の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(登録事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第36条 登録事業者は、前条第1項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により提供

される特別な浴槽水等に係る費用その他の金銭の使途が直接支給決定障害者等の便益を向上させると認められるものであって、かつ、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限り、支給決定障害者等に対し金銭の支払を求めることができる。

2 登録事業者は、前項に規定する利用者負担額以外の費用の支払を受けるサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(運営規程)

第37条 登録事業者は、サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる訪問入浴サービス事業の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問入浴サービスの内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(掲示)

第38条 登録事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第39条 登録事業者は、適切な訪問入浴サービスを提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第40条 登録事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 登録事業者は、サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第41条 サービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 サービス事業所は、他の登録事業者等に対して、支給決定障害者等に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第42条 登録事業者は、訪問入浴サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、サービス事業所に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第43条 登録事業者は、その提供した訪問入浴サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者は、その提供した訪問入浴サービスに関し、第15条の規定により市が行う報告、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはサービス事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第44条 登録事業者は、利用者に対する訪問入浴サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 登録事業者は、利用者に対する訪問入浴サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第45条 登録事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴サービスに係る事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第46条 登録事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 登録事業者は、利用者に対する訪問入浴サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問入浴サービス計画（第20条関係）

(2) 支給決定障害者等に関する市への通知に係る記録（第28条関係）

(3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録（第34条関係）

(4) 補助金、利用者負担額その他の収入等に関する請求及び受領等の記録（第35条及び第36条関係）

(5) 勤務の体制等の記録（第39条関係）

(6) 苦情の内容等の記録（第43条関係）

(7) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（第44条関係）

(様式)

第47条 第4条、第6条、第7条第2項、第12条第1項及び第3項、第13条第1項及び第3項並びに第14条に定める書類の様式は、岡山市において実施する地域生活支援事業において用いる様式の例によるものとする。

(その他)

第48条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 施行日前においても、この要綱第4条の規定に基づく支給決定及び第13条の規定に基づく事業者の登録に関し必要な手続を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

通知書及び受給者証の記載事項	支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
	当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名及び生年月日
	交付の年月日及び受給者証番号
	支給量（支給決定を行った時間数をいう。）
	支給決定の有効期間
	障害支援区分